

神奈川県がん診療連携指定病院の新規指定及び指定更新における指定要件の充足状況

資料1-2

指定要件
 A: 必須
 B: 原則必須
 C: 対応することが望ましい
 「-」: 要件に該当なし

病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	
ア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
イ	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	10
ウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
エ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
オ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
カ	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	3
キ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
ケ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
コ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	10

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について		指定
1 診療体制		
(1) 診療機能		
① 集学的治療等の提供体制および標準的治療等の提供	20	
ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がんおよび乳がんをいう。以下同じ。)およびその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療および薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療および緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等ががん患者の状態に応じた適切な治療を提供している。	A 21	
イ 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ている。	C 23	
院内がん登録とDPCデータを連携させ届け出ている。	- 24	
ウ 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備している。なお、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング(以下「がん患者カウンセリング」という。)を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備している。	C 26	
i 緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備している。	C 27	
エ 医師からの診断結果や病状の説明時の体制の整備。		
i 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本としている。同席者は患者とその家族等の希望に応じて調整している。	C 29	
ii 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めている。	C 30	
オ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。)を整備している。	A 31	
我が国に多いがんについて、クリティカルパスの活用状況を把握している。	C 32	
カ がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備すると共に、これに準じた院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体制を整備している。	C 34	
キ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード(手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置している。	A 36	
カンサーボードの実施主体を明らかにした上で、月1回以上開催している。	C 37	
平成30年1月1日～12月31日に開催したカンサーボードの回数を記載すること	- 38	132 306 51 50 94 12 67 13 59 54 150 5
平成30年1月1日～12月31日にカンサーボードで検討がなされたがん患者の人数	- 39	714 526 288 200 454 26 210 13 371 140 150 11
平成30年1月1日～12月31日にがんと初めて診断された患者のうち、カンサーボードで症例検討が行われた割合	- 40	96.0% 83.0% 54.0% 31.0% 79.0% 4.0% 10.0% 2.0% 73.0% 32.0% 50.0% 4.0%
i カンサーボードには治療法(手術療法、薬物療法、放射線療法等)となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加している。	C 41	
カンサーボードには緩和ケア担当医師や病理医も参加している。	C 42	
ii ウに規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種参加を必要に応じて求めている。	C 43	
iii カンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有している。	C 44	
ク 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備している。	C 45	
糖尿病の専門チームを整備し、当該糖尿病チームを組織上明確に位置付け、がん患者に対して適切な血糖コントロールを行っている。	- 46	
感染症制御の専門チームを整備し、当該感染症チームを組織上明確に位置付け、がん患者に対して適切な感染症のコンサルテーションを行っている。	- 47	
栄養の専門チームを整備し、当該栄養サポートチームを組織上明確に位置付け、がん患者に対して適切な栄養管理を提供している。	- 48	
歯科口腔ケアの専門チームを整備し、当該歯科口腔ケアチームを組織上明確に位置付け、がん患者に対して適切な歯科口腔ケアを提供している。	- 49	
褥瘡の専門チームを整備し、当該褥瘡チームを組織上明確に位置付け、がん患者に対して適切な褥瘡ケアを提供している。	- 50	
ケ 思春期と若年成人(Adolescent and Young Adult: AYA)世代(以下「AYA世代」という。)にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介している。	C 51	
コ 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備している。	C 52	

指定	53	54	55	56	58	59	60	61	63	64	65	66	67	68	69	72	73	74	75	76	77	78	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	93	
サ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備している。	C																																			
シ 以下のいずれかの枠組みで保険適応外の免疫療法を提供している。 ※「*」の場合、以下の2つの項目は、「-」を選択してください(未入力チェックのため)。	-																																			
治療を含めた臨床研究の枠組みで実施している。	C																																			
先進医療の枠組みで実施している。	C																																			
② 手術療法の提供体制																																				
ア 遠隔病理診断も含め術中迅速病理診断が可能な体制を確保している。	C																																			
当該体制を施設内で確保している。	-																																			
当該体制は遠隔病理診断により確保している。	-																																			
イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施している。	C																																			
③ 放射線治療の提供体制																																				
ア 強度変調放射線治療等を含む放射線治療に関して地域の医療機関と連携するとともに、役割分担を図っている。	C																																			
強度変調放射線治療について、自施設で実施している。	-																																			
イ 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備している。	C																																			
核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について自施設で実施している。	-																																			
ウ 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行っている。	C																																			
基準線量の±5%の範囲を維持している。 ※上段で「*」とした場合、便宜上「-」を選択してください(未入力チェックのため)。	C																																			
エ 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備している。	C																																			
自施設での緩和的放射線治療の実施件数を記載すること。(平成30年1月1日～12月31日)	-																																			
④ 薬物療法の提供体制																																				
ア 外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を行っている。なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知している。	C																																			
イ 急変時等の緊急時に外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保している。	A																																			
ウ 薬物療法のレジメン(治療内容をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置している。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力している。	A																																			
⑤ 緩和ケアの提供体制																																				
ア (2)の①のオに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供している。	A																																			
イ 緩和ケアががん診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備している。	C																																			
ウ 緩和ケアががん診断された時から提供されるよう、緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備する。																																				
i 週1回以上の頻度で、定期的な病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和とについて協議している。また、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めている。	C																																			
ii (2)の①のオに規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案している。	C																																			
(2)の①のオに規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加している。	C																																			
iii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化している。また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施している。	C																																			
iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図っている。	C																																			
v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備している。	C																																			
エ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備している。なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。	A																																			
外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備している。	C																																			
医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導している。	C																																			

病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	
	○	○	*	○	*	○	*	*	*	○	○	*	6
	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	11
	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	11
	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	*	11
	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	10
	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	*	10
	○	*	*	*	○	○	○	*	*	*	○	*	10
	○	○	○	○	○	○	*	○	*	*	*	*	10
	*	*	*	*	○	*	*	○	*	*	*	*	9
	○	○	○	*	○	○	*	○	*	○	○	○	9
	○	○	○	*	○	○	*	○	*	○	○	○	9
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	30	75	90	25	105	0	151	111	52	25	92	20	
	○	○	*	○	○	○	*	○	○	○	○	*	9
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	○	○	○	○	○	○	*	*	○	○	○	*	9
	○	○	○	○	*	○	*	*	*	○	○	*	7
	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	*	10
	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	*	10
	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	*	10
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	*	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	
カ 院内の医療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保している。													
i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保している。	○	○	✖	○	○	○	○	✖	○	○	○	○	10
ii 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
iii がん治療を行う病棟や外来部門に、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたり緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。)を配置している。	✖	○	○	○	○	○	○	○	✖	○	○	○	10
キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備している。	✖	✖	✖	○	✖	○	○	✖	○	✖	○	✖	5
ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ケ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医および看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明および指導を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
コ 緩和ケアに関する要請および相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
緩和ケア病棟を有している。	✖	✖	✖	✖	○	✖	✖	✖	✖	✖	✖	○	
緩和ケアセンターを整備し、当該緩和ケアセンターを組織上明確に位置づけている。	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	✖	
6 地域連携の推進体制													
ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行っており、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
緩和ケアの提供に関しては、当該医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備している。	○	○	✖	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ウ 当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行っている。	○	○	○	○	✖	✖	✖	○	✖	✖	✖	✖	5
エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
オ 我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表および患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
カ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備している。	✖	○	○	○	✖	✖	✖	○	○	✖	✖	✖	5
キ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
ク 当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けている。	○	✖	○	○	✖	○	✖	○	○	✖	○	✖	7
議論する場合は既存の会議体を利用する等の工夫を行っている。	○	✖	○	○	✖	○	✖	○	○	✖	○	✖	7
7 セカンドオピニオンの提示体制													
ア 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、化学療法または緩和ケアに携わる専門的な知識および技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断および治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
イ がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備している。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
セカンドオピニオンに対応している旨の情報提供を実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 診療従事者													
① 専門的な知識および技能を有する医師の配置													
ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識および技能を有する手術療法に携わる医師の人数	131	58	62	28	61	69	43	32	24	18	44	23	12
手術療法に携わる医師の常勤の人数	131	43	54	27	61	48	35	29	24	17	44	23	12
イ 放射線診断に携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	8	10	2	5	4	19	5	6	10	3	4	1	
放射線診断に携わる医師のうち専任の人数	8	4	2	5	4	19	5	6	10	3	4	1	12
うち常勤	8	4	2	5	4	4	5	4	0	1	4	1	11
専従の人数	8	4	2	5	4	19	5	6	0	3	4	1	
うち常勤	8	4	2	5	4	4	5	4	0	1	4	1	
ウ 放射線治療に携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	2	1	1	3	2	11	4	1	1	1	2	2	
放射線治療に携わる医師のうち専任の人数	2	1	1	3	2	11	4	1	1	1	2	2	12
うち常勤	2	1	1	1	2	3	2	1	1	0	2	0	10
専従の人数	2	1	1	3	2	11	2	1	1	1	2	2	12
うち常勤	2	1	1	1	2	3	2	1	1	0	2	0	10

指定	病院	病院													充足 病院数
		藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療セン ター	横浜市南部病 院	横浜南共済病 院	新百合ヶ丘病 院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病 院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院		
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定		
エ 薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	-	143	4	54	7	40	70	1	9	3	8	2	1	13	12
薬物療法に携わる医師のうち専任の人数	A	144	4	2	1	40	1	1	1	2	1	1	1	1	12
うち常勤	B	145	4	2	1	38	1	1	1	2	1	1	1	1	12
専従の人数	-	146	3	1	7	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
うち常勤	C	147	3	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4
オ 緩和ケアチームの、身体症状の緩和に携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	A	148	2	3	4	2	1	2	3	1	4	1	1	2	12
身体症状の緩和に携わる医師のうち専任の人数	A	149	2	3	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	12
うち常勤	B	150	2	3	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	12
専従常勤の人数	C	151	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する専任常勤の医師である。	C	152	*	○	*	*	*	○	*	○	*	*	*	○	4
専門資格は特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 緩和医療認定医である。	-	153	*	○	*	*	*	○	*	○	*	*	*	*	
上記人数	-	154	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	
専門資格は特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 緩和医療専門医である。	-	155	*	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
上記人数	-	156	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の場合、専門資格と人数を記載すること。	-	157													日本緩和医 療学会暫定 指導医1人
緩和ケアチームの、精神症状の緩和に携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	A	158	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
うち常勤	C	159	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	10
精神症状の緩和に携わる医師のうち専任の人数	-	160	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	
うち常勤	C	161	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	7
専従の人数	-	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち常勤	-	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
カ 病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含む、病理診断に携わる医師の人数	A	164	3	7	1	2	2	1	3	2	7	3	1	4	12
病理診断に携わる医師のうち専従かつ常勤の人数	B	165	3	1	1	2	2	1	2	2	1	1	1	0	11
② 専門的な知識および技能を有する医師以外の診療従事者の配置		171													
ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師の人数	A	172	4	3	1	2	3	6	4	2	1	2	4	2	12
専従の放射線治療に携わる常勤診療放射線技師が2人以上である。	C	173	○	○	*	○	○	○	○	○	*	○	○	○	10
当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者である。	C	174	○	*	○	○	○	○	○	○	*	○	○	*	9
専門資格は日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定を行う放射線治療専門放射線技師である。	-	175	○	*	○	○	○	○	○	○	*	○	○	*	
上記人数	-	176	1	0	1	1	1	1	1	1	0	2	2	0	
専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等の人数	A	178	1	1	1	1	3	2	1	1	1	2	2	1	12
うち専従常勤の人数	-	179	1	1	1	1	3	2	1	1	0	2	2	1	
当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者である	C	180	○	○	*	*	○	○	*	*	*	*	○	○	6
専門資格は一般財団法人医学物理士認定機構が認定を行う医学物理士である。	-	181	○	○	*	*	○	○	*	*	*	*	*	○	
上記人数	-	182	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
放射線治療室の看護師の人数	-	184	2	1	4	9	1	8	1	1	1	3	1	1	
放射線治療室の看護師のうち専任の人数	C	185	2	1	0	9	1	1	1	1	1	1	1	1	11
うち常勤	C	186	2	1	0	7	1	1	1	0	1	1	1	1	10
当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者である。	C	187	*	*	*	*	○	*	*	*	*	*	*	*	1
専門資格は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん放射線療法看護認定看護師である。	-	188	*	*	*	*	○	*	*	*	*	*	*	*	
上記人数	-	189	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の薬剤師の人数	A	191	3	3	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	12
専従の人数	-	192	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	
うち常勤	-	193	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	
当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者である。	C	194	○	○	○	○	*	*	*	○	*	○	*	○	7
専門資格は一般社団法人日本医療薬学会が認定を行うがん専門薬剤師である。	-	195	○	*	○	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
上記人数	-	196	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
専門資格は一般社団法人日本病院薬剤師会が認定するがん薬物療法認定薬剤師である。	-	197	*	○	*	○	*	*	*	*	*	○	*	○	
上記人数	-	198	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
外来化学療法室に、薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する看護師の人数	-	200	5	5	1	9	4	7	1	1	3	12	1	5	
外来化学療法室に、薬物療法に携わる専門的な知識および技能を有する看護師のうち専任の人数	A	201	5	5	1	9	4	5	1	1	1	5	1	5	12
うち常勤	A	202	5	5	1	5	4	3	1	1	1	5	1	4	12
専従の人数	C	203	5	1	9	0	4	2	1	1	0	5	0	0	8
うち常勤	C	204	5	1	9	0	4	1	1	1	0	5	0	0	8

指定	病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数
		指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	
C	205	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	10
-	206	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	207	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	
A	209	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	12
C	210	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11
-	211	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
-	212	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
-	213	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
-	214	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
-	215	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
-	216	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
C	218	2	3	1	3	1	1	2	2	3	1	1	4	12
C	219	×	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	4
-	220	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
-	221	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
C	223	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	6
C	224	×	×	○	×	○	○	×	○	×	○	○	×	6
-	225	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	
-	226	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	×	
-	227	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	
C	229	1	5	2	15	1	1	0	2	2	1	3	2	11
C	230	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	9
-	231	1	3	2	7	1	1	0	2	0	1	0	2	
C	232	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	4
-	233	1	3	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	
C	236	4	4	3	6	7	5	4	3	2	3	4	0	11
C	237	4	4	2	6	7	5	3	3	2	3	2	0	11
-	238	4	4	1	5	7	5	1	3	2	3	2	0	
-	239	0	4	1	6	0	5	1	3	2	0	2	0	
-	240	0	4	1	5	0	5	1	3	2	0	2	0	
C	241	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11
-	242	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
-	243	4	4	3	5	7	4	4	3	2	3	2	0	
	245													
C	246	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	10
A	247	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	248													
	249													
A	250	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
A	251	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
C	252	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	11
-	253	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	×	×	
C	254	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	11
C	255	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11
C	256	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	11
C	257	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	11
	259													
A	260	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
-	261	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
-	262	×	○	×	×	○	○	×	○	×	○	×	×	

病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足病院数
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	

○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
2223	1128	1113	1566	1699	964	1255	866	884	996	917	528		
1006	586	645	1075	1059	747	724	564	594	375	659	249		
1403	1029	921	1191	1148	2076	1264	888	535	436	535	1228		
354	282	259	88	300	716	381	291	174	75	291	197		
58	285	342	309	277	89	184	80	99	65	66	56		
×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×		
4%	3%	3%	4%	4%	12%	24%	12%	23%	14%	23%	12%		

6

0	3	14	5	7	2	40	1	25	14	0	3		
0	29	60	26	44	59	80	29	30	27	24	5		

14	12	35	47	29	24	23	20	29	33	28	13		
24	11	13	18	21	6	20	27	14	7	14	0		
3	3	1	0	1	0	0	0	1	0	0	2		
94	67	63	64	69	24	25	22	72	35	34	6		

6	31	11	79	53	13	27	11	49	40	13	51		
86	43	106	76	71	32	75	83	21	46	102	15		
67	40	200	131	67	8	351	320	1058	9	38	38		

10	12	21	8	7	3	4	6	2	2	5	0		
1	0	11	3	4	0	18	0	0	0	5	0		
0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0		
4	23	14	24	12	28	9	1	9	1	11	4		

	指定
その他	263
がん診療を統括する診療部(がん診療部、腫瘍センターなど)が設置されている。	- 264
がんの治療に際する妊孕性温存目的で精子保存を行った患者の人数(平成30年1月1日~12月31日)	- 265
がんの治療に際する妊孕性温存目的で未受精卵、受精卵(胚)、あるいは、卵巣組織の凍結保存を行った患者の人数(平成30年1月1日~12月31日)	- 266
がんの治療に際する妊孕性温存のための処置が必要な患者のために 妊孕性温存治療ができる他の施設へ紹介した患者の人数(平成30年1月1日~12月31日)	- 267
院内学級を開催している(院内学級とは、ここでは院内に設置された小・中学特別支援学級、特別支援学校を指す)。	- 268
小児がん患者と家族が利用できる宿泊施設を院内に整備している。	- 269
小児がん患者と家族が利用できる宿泊施設を院外に整備している。	- 270
小児がん患者と家族が利用できる院外の最寄宿泊施設から施設までの移動時間。 ※上段で「×」とした場合、便宜上「0(ゼロ)」を入力してください(未入力チェックのため)。	- 271
2 診療実績	272
(1)①または②を概ね満たしている。	C 273
① 以下のア~エの項目をそれぞれ満たしている。	- 274
ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない)施設初回治療分:症例区分20および30)年間500件以上(平成30年1月1日~12月31日)	- 275
イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上(平成30年1月1日~12月31日) ※悪性腫瘍の手術とは医科点数表第2章第10部に掲げる悪性腫瘍手術をいう。(病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。)なお、内視鏡的切除も含む。	- 276
ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上(平成30年1月1日~12月31日) ※がんに係る薬物療法とは経口または静注による全身投与を対象とする。ただし内分泌療法単独の場合は含めない。なお、患者数については1レジメンあたりを1人として計上する。	- 277
エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上(平成30年1月1日~12月31日) ※放射線治療とは医科点数表第2章第12部の放射線治療に含まれるものとする。ただし、血液照射は除く。なお、患者数については複数部位照射する場合でも、一連の治療計画であれば1人として計上する。	- 278
オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上(平成30年1月1日~12月31日) なお、患者数については同一入院期間内であれば複数回介入しても1人として計上する。	- 279
② 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績がある。 ※この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地)、2次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を1.2倍したものを分母とする。分子の数値はがん診療連携指定病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。	- 280
当該2次医療圏に居住するがん患者の診療実績の割合	- 281
当該医療圏または隣接する医療圏に居住するがん患者における診療実績について、別紙13に具体的に記載すること。	- 282
各治療の状況について	283
手術等の状況(平成30年1月1日~12月31日)	284
我が国に多いがんに関する悪性腫瘍の手術件数	285
肺がん(C34\$, D02.2)の手術件数	286
開胸手術 K511\$, K514\$, K518\$	- 287
胸腔鏡下手術 K514-2\$	- 288
胃がん(C16\$, D00.2)の手術件数	289
開腹手術 K654-2, K6552, K655-42, K6572	- 290
腹腔鏡下手術 K654-3\$, K655-22, K655-52, K657-22	- 291
内視鏡手術 粘膜切除術(EMR)K6531	- 292
内視鏡手術 粘膜下層剥離術(ESD)K6532	- 293
大腸がん(C18\$, C19, C20, D01.0, D01.1, D01.2)の手術件数	294
開腹手術 K7193, K739\$, K740\$	- 295
腹腔鏡下手術 K719-3, K740-2\$	- 296
内視鏡手術 K721\$, K721-4, K739-2, K739-3	- 297
肝臓がん(C22\$, D01.5)の手術件数	298
開腹手術 K695\$	- 299
腹腔鏡下手術 K695-2\$	- 300
マイクロ波凝固法 K697-2\$	- 301
ラジオ波焼灼療法 K697-3\$	- 302

病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数	
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定		
乳がん(C50\$, D05\$)の手術件数	170	152	25	42	155	31	70	51	109	65	103	25		
手術 K476\$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
乳癌冷凍凝固摘出術 K475-2	1	35	0	1	0	1	18	7	6	13	1	6		
乳腺腫瘍摘出術(生検) K474\$	0	242	0	34	0	0	1	0	5	0	0	0		
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術 K474-3\$	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
乳房再建術(乳房切除後) 二次的に行うもの K476-32														
放射線治療の状況														
※以下、放射線治療件数に関する項目は、必ず放射線治療責任医師の確認を取って記入すること。														
全てのがんと対象としたべ患者数(平成30年1月1日~12月31日の間に放射線治療を開始した患者数)	354	282	230	88	300	716	381	288	184	75	293	197		
体外照射	1	0	24	0	0	273	69	0	0	0	3	8		
定位照射(脳)	7	6	204	0	4	57	15	0	0	0	28	9		
定位照射(体幹部)	163	0	0	0	51	27	51	0	0	0	36	0		
強度変調放射線治療(IMRT)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
粒子線治療(重粒子線、陽子線治療)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
密封小線源治療	2	0	3	4	5	0	0	3	0	0	0	0		
核医学治療														
我が国に多いがんと対象としたべ患者数(平成30年1月1日~12月31日の間に放射線治療を開始した患者数)	81	30	39	4	33	105	132	28	5	5	37	41		
※原発巣に記載してください。	1	2	10	0	10	6	3	5	2	0	6	8		
肺がん	9	1	7	1	1	30	2	6	0	0	7	7		
胃がん	18	7	14	1	11	30	12	23	1	6	17	22		
肝がん	99	158	58	41	134	60	92	87	20	20	96	33		
大腸がん														
乳がん														
緩和ケアチームに対する新規診療症例の状況(重複可)(平成30年1月1日~12月31日)	48	267	312	277	366	64	151	74	89	96	92	52		
身体症状の緩和を行った症例数	39	24	62	37	202	23	53	20	13	26	0	36		
精神症状の緩和を行った症例数	15	39	91	34	226	1	40	18	1	2	0	26		
社会的苦痛に対する緩和を行った症例数														
3 研修の実施体制														
(1) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催している。	A	331	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告している。 ※受講率対象医師の診療科の具体例 1・消化器内科、消化器外科等の消化器系の診療科 ・呼吸器内科、呼吸器外科等の呼吸器系の診療科 ・乳腺外科、内分泌外科等の乳腺・内分泌系の診療科 ・泌尿器科、婦人科等の泌尿器・生殖器系の診療科 ・耳鼻咽喉科、頭頸部外科、口腔外科等の頭頸部系の診療科 ・血液内科、腫瘍内科等のがん化学療法系の診療科 ・放射線治療科、放射線腫瘍科等の放射線療法系の診療科 ・緩和ケア内科、ホスピス科等の緩和医療系の診療科 2 その他の診療科(麻酔科、ペインクリニック科等の鎮痛療法系、脳外科等の脳神経系、整形外科等の運動器系、血液外科等の循環器系、心療内科、精神科等の精神系、などの1に該当しない診療科)の医師については、当該医療機関でがん診療に携わっている場合は母数に追加。 3 後期臨床研修医については、1、2に該当する場合は母数に追加。	C	332	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
自施設に所属する臨床研修医の人数	-	333	50	10	22	27	16	7	24	14	15	21	22	8
うち当該研修会修了者数	-	334	0	6	21	21	8	7	3	5	5	3	0	6
受講率	-	335	0.0%	60.0%	95.5%	77.8%	50.0%	100.0%	12.5%	35.7%	33.3%	14.3%	0.0%	75.0%
1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師の人数(臨床研修医を除く)	-	336	131	90	84	129	39	55	73	71	24	91	51	24
うち当該研修会修了者数	-	337	63	48	73	115	35	37	57	43	19	48	26	14
受講率	-	338	48.1%	53.3%	86.9%	89.1%	89.7%	67.3%	78.1%	60.6%	79.2%	52.7%	51.0%	58.3%
医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促している。	C	339	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11
病院長は緩和ケア研修を修了している。	-	340	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	
研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供している。	C	341	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	8	
(2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行っている。	C	343	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	8	
(3) (1)のほか、原則として当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進および緩和ケア等に関する研修を実施している。	B	344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫している。	C	345	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	10	

指定	病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数
		指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	
	(4) 診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的開催している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	(5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施している。	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×	8
	(6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力している。	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	5
	医療従事者に対してがん告知や余命告知等を行う際のコミュニケーション研修を1年に最低1回でも実施している。	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	
	がん告知や余命告知等を行う際のコミュニケーションに関するマニュアルがある。	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	
4	情報の収集提供体制													352
	(1)がん相談支援センター													353
	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。)を設置し、①から⑦までの体制を確保した上で、アからチに掲げる業務を行っている。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	相談支援センターは「がん相談支援センター」と表記している。(病院固有の名称との併記も可。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」を修了した専従および専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。うち1名は(2)まで終了し、もう1名は(3)まで終了していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	がん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従および専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	10
	国の標準プログラムに基づく研修を修了したピアサポーターによる相談支援を導入している。	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
	② 院内および地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者およびその家族並びに地域の住民および医療機関等からの相談等に対応する体制を整備している。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に取り組んでいる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	③ 相談支援について、県協議会等の場での協議を行い、県拠点病院、地域拠点病院、県指定病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保している。	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	10
	④ 相談支援センターについて周知するための体制を以下のとおり整備している。													368
	ア 外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備している。	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	10
	イ 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行っている。	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	10
	地域医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備している。	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	5
	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	⑦ 相談支援センターの支援員は、Ⅳの2の(3)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	<相談支援センターの業務>													376
	ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報を提供している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報を提供している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報を提供している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	オ がん患者の療養上の相談に対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	カ 就労に関する相談に対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携により提供している。	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	4
	キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	ク アスベストによる肺がんおよび中皮腫に関する医療相談に対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	ケ HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談に対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組をしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	シ その他相談支援に関することに対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	ス がんゲノム医療に関する相談に対応している。または、適切な機関に紹介している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	セ 希少がんに関する相談に対応している。または、適切な機関に紹介している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談に対応している。または、適切な機関に紹介している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談に対応している。または、適切な機関に紹介している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	11
	チ その他自施設では対応が困難である相談支援に対応している。または、適切な機関に紹介している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

2年
猶予

2年 猶予	指定	病院													充足 病院数
		藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療セン ター	横浜市南部病 院	横浜南共済病 院	新百合ヶ丘病 院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病 院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院		
		区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定		
	(2)院内がん登録														
	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施している。	A	396	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	② 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確している。また、当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成される当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置している。	C	397	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	8
	③ 専従で、院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けている者の人数	C	399	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	8
	配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟している。	C	400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	11
	④ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠している。	C	402	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認している。	C	403	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	11
	⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供している。	A	404	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めている	C	405	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	10
	⑧ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要情報を提供している。	C	406	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	(3)情報提供・普及啓発		407												
	① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報している。	C	408	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11
	がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援を自施設で提供している。	-	410	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	② がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援について自施設で提供している場合、病院ホームページ等でわかりやすく広報している。 ※上段で「×」とした場合、便宜上「-」を選択してください(未入力チェックのため)。	A	411	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	院内の見やすい場所に指定を受けている旨の掲示をする等、がん患者に対し必要な情報提供を行っている。	-	413	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	③ 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めている。	C	415	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	6
	診療科別に、全てのレジメンをホームページで公開している。	-	417	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	④ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めている。	C	418	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	9
	⑤ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めている。	C	420	○	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	4
	学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行っている。 ※ここで言う「学校でのがん教育」とは児童、生徒へのがん教育を指します。 ※上段で「×」とした場合、便宜上「-」を選択してください(未入力チェックのため)。	C	421	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	10
	学校における児童、生徒へのがん教育に、当該医療機関の医師等の医療従事者を派遣した延べ回数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)	-	422	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5 臨床研究および調査研究		423												
	(1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力している。	C	424	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	(2) 臨床研究を行う場合は、次の①から⑤に掲げる事項を実施することとしている。 ※「×」の場合、以下の①から⑤までの項目は、便宜上「-」を選択してください(未入力チェックのため)。	-	425	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	
	① 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法(平成29年法律第16号)に則った体制を整備している。	C	426	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	② 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の治験を除く臨床研究の成果を広報している。	A	427	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	③ 治験に参加している場合にあっては、参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報している。	C	429	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	9
	④ 臨床研究コーディネーター(CRC)を配置している。	C	432	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	臨床研究コーディネーター(CRC)の配置状況について選択すること 配置していない場合は「配置していない」を選択すること	-	433	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しており、研究者主導試験には一部配置している	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	治験(企業主導・医師主導)についてはすべて配置しているが、研究者主導試験には配置していない	
	⑤ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介している。	C	434	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	6 PDCAサイクルの確保		435												
	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じている。なお、その際、Quality Indicator(以下「QI」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等の工夫をしている。	C	436	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	9
	(2) これらの実施状況につき県拠点病院を中心に県内のがん診療連携拠点病院、県指定病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報している。	C	438	×	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	4

病院	藤が丘病院	けいゆう病院	横浜医療センター	横浜市南部病院	横浜南共済病院	新百合ヶ丘病院	川崎病院	相模原病院	茅ヶ崎市立病院	平塚共済病院	平塚市民病院	東名厚木病院	充足 病院数
区分	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	指定更新	新規指定	
7 医療に係る安全管理													
2年 猶予	(1) 組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という。)を設置し、病院一体として医療安全対策を講じており、当該部門の長として常勤の医師を配置している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	(2) 医療に係る安全管理を行う者(以下「医療安全管理者」という。)として(1)に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置している。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	9
	(3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講している。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
	(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用している	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用や高難度新規医療技術を用いた医療の提供を実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
	当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用や高難度新規医療技術を用いた医療の提供を実施する場合は、以下の体制を整備すること ※上段で「×」とした場合、以下3つの項目は、便宜上「-」を選択してください(未入力チェックのため)。												
2年 猶予	① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織(倫理審査委員会、薬事委員会等)を設置し、病院として事前に検討を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	③ 提供した医療について、事後評価を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	11
	(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

○2年猶予項目の未充足状況

※令和3年9月1日時点で充足のこと

(猶予期間:令和2年4月1日～令和4年3月31日)

未充足項目	未充足病院
医療に係る安全管理を行う者(以下「医療安全管理者」という。)として(1)に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置している。	442 川崎市立川崎病院、平塚共済病院、平塚市民病院
医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講している。	443 全12病院
当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用や高難度新規医療技術を用いた医療において、提供を実施したものの事後評価を行っている。	450 平塚市民病院